



平成 30 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名	クラブウ (倉敷紡績株式会社)
代表者	取締役社長 藤田 晴哉
(コード番号	3106)
問合せ先責任者	取締役執行役員・総務部長 本田 勝英
(TEL	06-6266-5111)

単元株式数の変更、株式の併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更にかかる定款の一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 210 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、100 株単位への移行期限が平成 30 年 10 月 1 日に定められました。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について、10 株を 1 株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の 977,011,000 株から 97,701,100 株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法および割合 平成30年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合後の発行可能株式総数 97,701,100株（併合前：977,011,000株）
なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成30年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数（予定）

併合前の発行済株式総数（平成30年3月31日現在）	242,939,284株
併合により減少する株式の数	218,645,356株
併合後の発行済株式総数	24,293,928株

(注)「併合により減少する株式の数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

⑤ 併合により減少する株主数

平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	951名（6.02%）	3,652株（0.00%）
10株以上	14,843名（93.98%）	242,935,632株（100.00%）
合計	15,794名（100.00%）	242,939,284株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様951名（その所有株式の合計は3,652株。平成30年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の影響等

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の動向等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合にかかる議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

定款の一部変更は、上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式の併合」に伴うもので、会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、本定時株主総会における決議を経ずに、平成30年10月1日をもって定款が変更されます。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部は、変更部分)

現行定款	定款変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>977,011</u> 千株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>97,701,100</u> 株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 定款の一部変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 今後の主要日程 (予定)

定時株主総会開催日	平成30年6月28日
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月1日
本株式併合の効力発生日	平成30年10月1日
定款の一部変更の効力発生日	平成30年10月1日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式の併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式売買の振替手続との関係上、東京証券取引所における当社株式の売買は、同年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合に関する Q&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式の併合に関する Q&A

Q1. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

- A1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成 30 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。
- 一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。

Q2. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

- A2. 株式併合を実施しても、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市場の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になるためです。

Q3. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

- A3. 各株主様の株式併合後の所有権株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 30 年 10 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。
- 株式併合によって、各株主様の所有株式数は 10 分の 1 になりますが、併せて単元株式数の変更（1,000 株から 100 株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で所有株式数および議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権の数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例①	1,745 株	1 個	174 株	1 個	0.5 株
例②	1,000 株	1 個	100 株	1 個	なし
例③	309 株	0 個	30 株	0 個	0.9 株
例④	200 株	0 個	20 株	0 個	なし
例⑤	3 株	0 個	0 株	0 個	0.3 株

なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却処分し、または買取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。株式併合の効力発生前のご所有株式数が10株未満（上記例⑤）の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A4. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案しますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式にかかる配当は生じません。

Q5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A5. 特段のお手続きの必要はありません。

Q6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。
なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話番号：0120-094-777（通話料無料）
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日等を除く）

以上